

高リスク及び非協力国・地域
国際的な資金洗浄・テロ資金供与対策の遵守の改善：
継続プロセス

2016年10月21日（於：パリ）

（仮訳）

FATFは、資金洗浄・テロ資金供与対策の基準の遵守に関する継続的な検証の一環として、今日までに、資金洗浄・テロ資金供与対策に戦略上重大な欠陥を有し、かつそれらに対処するためのアクションプランをFATFとともに策定した国・地域として、以下を特定する。これらの国・地域における状況は各々異なるものの、各国・地域は特定された欠陥に対処するとハイレベルの政治的コミットメントを書面で提出している。FATFはこれらのコミットメントを歓迎する。

未だ多くの国・地域が、FATFによる検証を受けていない。FATFは、国際金融システムにリスクをもたらす更なる国・地域の特定を継続していく。

FATF及びFSRB（FATF型地域体）は、以下に記載された国・地域との協働、及び特定された欠陥への対処に関する進捗報告を継続する。FATFは、これらの国・地域に対し、迅速かつ提案された期間内でのアクションプランの履行を要請する。FATFは、これらのアクションプランの履行を注意深く監視するとともに、加盟国に対し以下に提示する状況について考慮することを懇請する。

アフガニスタン

2012年6月、アフガニスタンはFATF及びAPG（アジア・太平洋FATF型地域体）と協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対処することについて、ハイレベルの政治的コミットメントを示した。同国は、国連安保理決議第1267号のリスト更新の履行を自動的に義務付ける資産凍結命令の発出を含め、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制を改善するべく、顕著な措置を講じてきた。しかしながら、同国は、テロリストの資産を特定し、追跡し、凍結するための法的枠組みの履行について、追加的な情報を提供するべきである。FATFは、同国が資金洗浄・テロ資金供与対策の残存する欠陥に対処するべく、アクションプランの履行を継続するよう懇請する。

ボスニア・ヘルツェゴビナ

2015年6月、ボスニア・ヘルツェゴビナは、FATF及びMONEYVAL（欧州FATF型地域体）と協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対処することについて、ハイレベルの政治的コミットメントを示した。2016年6月以降、同国は、国連安保理決議第1373号に基づくテロリストの資産凍結のための規則を完成させることを含め、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制の改善に向けた措置を講じてきた。同国は、これらの欠陥に対処するため、①全ての刑法におけるテロ資金供与・資金洗浄の犯罪化の統一、②国連安保理決議第1373号に基づくテロリストの資産凍結に関する枠組みの履行、③適切な監督の枠組みの履行、④非営利セクターにおける適切な資金洗浄・テロ資金供与対策の履行、⑤クロスボーダーでの現金取引の適切な管理体制の構築及び履行、⑥資産没収の適切な手続の確保を含め、アクションプランの履行を続けるべきである。FATFは、同国が資金洗浄・テロ資金供与対策の欠陥に対処するべく、アクションプランの履行継続を奨励する。

イラク

2013年10月、イラクは、FATF及びMENAFATF（中東・北部アフリカFATF型地域体）と協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対処することについて、ハイレベルの政治的コミットメントを示した。2016年6月以降、同国は、資金洗浄及びテロ資金供与の犯罪化に関連した残存する欠陥への対処、及び資金洗浄・テロ資金供与の犯罪化、テロリストの資産を特定し、凍結するための法的枠組み及び手続きの制定、十分に機動的且つ機能的な資金情報機関の確保を含め、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制の改善に向けた措置を講じてきた。同国は、①テロリストの資産を特定し、凍結するための法的枠組みや適切な手続きの履行、②全ての金融機関に対する適切な顧客管理義務の確保、③全ての金融機関に対する疑わしい取引の適切な届出義務の確保、④全ての金融セクターに対する適切な資金洗浄・テロ資金供与対策の監督・監視プログラムの確保及び履行を含め、残存する欠陥に対処するべくアクションプランの履行を続けるべきである。FATFは、同国が資金洗浄・テロ資金供与対策の残存する欠陥に対処するべく、アクションプランの履行過程を継続することを奨励する。

ラオス

2013年6月、ラオスはFATF及びAPG（アジア・太平洋FATF型地域体）と協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対処することについて、ハイレベルの政治的コミットメントを示した。2016年6月以降、同国は、輸出入に関する申告制度の導入を含め、資金洗浄・テロ資金供与対策の体制の改善に向けた措置を講じてきた。しかしながら、FATFはある一定の戦略上重大な欠陥が残存すると判定した。同国は、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対処するため、①資金洗浄及びテロ資金供与の適切な犯罪化、②資金移動業者に対する適切な資金洗浄・テロ資金供与対策管理の履行、③クロスボーダーでの現金取引の効果的な管理体制の履行を含め、アクションプランの履行へ取組を継続すべきである。FATFは、同国が資金洗浄・テロ資金供与対策の欠陥に対処するべく、アクションプランの履行過程を継続することを懇請する。

シリア

2010年2月、シリアは、FATF及びMENAFATF（中東・北部アフリカFATF型地域体）と協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対処することについて、ハイレベルの政治的コミットメントを示した。それ以降、同国は、資金洗浄・テロ資金供与対策に関する体制の改善に向け、進捗をみせた。2014年6月、FATFは、同国がテロ資金供与の犯罪化、及びテロリストの資産を凍結する手続の制定を含め、技術的なレベルでは実質的にアクションプランに対処したと判定した。FATFは、同国がFATFと合意したアクションプランの履行を完了したと判定したが、治安情勢の観点から、必要な改革及び行動の履行過程が進行しているかを確認するための実地調査を行うことができていない。FATFは、同国の状況を引続き注視し、出来る限り早期に実地調査を行う。

ウガンダ

2014年2月、ウガンダは、FATF及びESAAMLG（東南部アフリカFATF型地域体）と協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対処することについて、ハイレベルの政治的コミットメントを示した。最初のアクションプラン以降、同国は、相互審査を受け、更なる戦略上重大な欠陥が明らかになった。これらの欠陥は、改訂アクションプランの中に含まれており、2016年6月に新しい政治的コミットメントが示された。2016年6月以降、同国は国連安保理決議第1267号、及び第1373号を履行する規則の修正を制定した。同国は、①テ

ロ資金供与の適切な犯罪化、②国連安保理決議第 1267 号、第 1373 号及びその後継決議に則したテロリストの資産凍結のための適切な手続きの履行、③全ての金融機関における適切な記録保存義務の確保、④全ての金融サービス及び資金情報機関が資金洗浄・テロ資金供与対策の要請の遵守を監督・実施するための能力を有していることの確保、⑤完全かつ効果的に機能する資金情報機関の設置、⑥権限ある当局に広い範囲での司法共助の履行を可能にするための、適切な法的枠組みの導入や実施、⑦資金情報機関及び監督当局の国際協力に関する適切な法律及び手続きの構築といった欠陥への取組を継続するべきである。FATF は、同国が、資金洗浄・テロ資金供与対策の欠陥に対処するべく、アクションプランの履行過程を継続することを慫慂する。

バヌアツ

2016 年 2 月、バヌアツは FATF 及び APG（アジア・太平洋 FATF 型地域体）と協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対処することについて、ハイレベルの政治的コミットメントを示した。2016 年 6 月以降、同国は実質的所有者情報の入手義務の改善及び外国法人の無記名株式又は無記名新株予約権の禁止のための修正案を通過させた。同国は、資金洗浄・テロ資金供与対策上の欠陥に対処するため、①資金洗浄及びテロ資金供与の適切な犯罪化、②資金洗浄に関連する資産を没収するための適切な手続きの制定及び履行、③テロリストの資産を特定し、追跡し、凍結するための、及びその他の国連安保理決議制裁のための適切な法的枠組みの構築及び履行、④完全かつ効果的に機能する資金情報機関の確保、⑤電信送金等に対する予防措置の強化、⑥金融セクターや法人、法的取極めに対する透明性の構築、⑦全ての金融セクター及びトラスト・アンド・カンパニー・サービスプロバイダーに対する適切な資金洗浄・テロ資金供与対策の監督・監視プログラムの履行、⑧特定されたリスクに関する国際協力と国内協調政策と取組の為の適切なチャンネルの構築、及びその効果的な実施の確保を含め、アクションプランの履行へ引き続き取組むべきである。FATF は、同国が資金洗浄・テロ資金供与対策の欠陥に対処するべく、アクションプランの履行過程を継続することを慫慂する。

イエメン

2010 年 2 月、イエメンは、FATF 及び MENAFATF（中東・北部アフリカ FATF 型地域体）と協働し、資金洗浄・テロ資金供与対策の戦略上重大な欠陥に対処することについて、ハイレベルの政治的コミットメントを示した。それ以降、同国

は資金洗浄・テロ資金供与対策に関する体制の改善に向け、進捗を見せた。2014年6月、FATFは、同国が、資金洗浄及びテロ資金供与の適切な犯罪化、テロリストの資産を特定し、凍結するための適切な手続の制定、顧客管理及び疑わしい取引の届出義務の改善、ガイダンスの発出、金融監督当局及び資金情報機関の監視・監督能力の開発、及び完全にかつ効果的に機能する資金情報機関の構築を含め、技術的なレベルでは実質的にアクションプランに対処したと判定した。FATFは、同国がFATFと合意したアクションプランの履行を完了したと判定したが、治安情勢の観点から、必要な改革及び行動の履行過程が進行しているかを確認するための実地調査を行うことができていない。FATFは、同国の状況を引続き注視し、出来る限り早期に実地調査を行う。

国際的な資金洗浄・テロ資金供与対策の遵守の改善：
継続プロセスの対象から除外される国・地域

ガイアナ

FATF は、同国の資金洗浄・テロ資金供与対策の体制の改善における顕著な進捗を歓迎し、同国が、FATF により 2014 年 10 月に特定された戦略上重大な欠陥に関するアクションプランへのコミットメントを達成するために、法・規制上の枠組みを構築したことを認識する。したがって、同国は、もはや現在進められている国際的な資金洗浄・テロ資金供与対策の遵守プロセスにおける FATF の監視プロセスの対象ではない。同国は、相互審査報告において特定された資金洗浄・テロ資金供与対策の全ての課題への対処を CFATF（カリブ諸国 FATF 型地域体）と協働して継続する。

（ 以 上 ）